

令和8年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

公益社団法人全国市有物件災害共済会

令和8年度通常理事会議事録

1 日 時 令和8年5月29日（木）午前11時15分～11時52分

2 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所7階特別会議室、各理事市市役所副市長室等

次の理事は、Web会議システム（ZOOM）により、次の場
所で参加した。

藤本 章（仙台市秘書課会議室）

曾根光広（高崎市市民対話室）

荒木一男（福井市副市長室）

山田啓之（金沢市秘書課会議室）

杉野みどり（名古屋市副市長室）

山下佳寿（津市81会議室）

竹内重貴（京都市副市長室）

中井幹晴（広島市副市長室）

志賀雅彦（美祢市副市長室）

西本能尚（宇和島市副市長室）

3 理事総数及び定足数 理事現在数 18名 定足数 10名

4 出席理事 12名（以下、敬称略）

荒木一男、志賀雅彦、杉野みどり、曾根光広、竹内重貴、中井幹晴、西本能尚、福田紀彦（理事長）、藤本章、山下佳寿、山田啓之、三富吉浩（常務理事）（五十音順）

5 欠席理事 6名

今西正男、江口哲郎、高橋徹（理事長職務代理者）、比留間彰、光山裕朗、山本健晴（五十音順）

6 出席監事 監事現在数 2名

西川敏、遠藤幸子

7 議題

【議決事項】

議案第1号 令和7年度事業報告について

議案第2号 令和7年度決算について

議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について

議案第4号 総会において選任される理事候補者の決定について

議案第5号 総会において選任される監事候補者の決定について

議案第6号 地区協議会会長の選任について

議案第7号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

【報告事項】

報告第1号 理事の退任について

報告第2号 地震災害見舞金制度の見直しについて

報告第3号 自動車損害共済の原因不明事故の免責金額の導入について

報告第4号 代表理事の職務執行の状況について

報告第5号 理事長の利益相反取引に係る重要事項について

報告第6号 令和7年度助成対象事業における各団体の実施状況について

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の決議に必要な要件を満たしていることを事務局に確認した。

(2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三富吉浩常務理事（以下「三富常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

【議決事項】

ア 議案第1号「令和7年度事業報告について」

イ 議案第2号「令和7年度決算について」

ウ 議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

議案第1号から議案第3号について、一括して次のとおり説明を行った。

「それでは、5ページをお開きください。議案第1号「令和7年度事業

報告」でございます。

はじめに、2段落目ですが、令和7年度は、中長期経営計画（5年間）のうち集中取組期間（3年間）の最終年度であったため、令和8年1月開催の理事会におきまして中間報告を行いました。

今後とも、この計画に掲げる取組を着実に推進し、相互救済事業はもとより、防災・減災に関する事業の積極的な実施を通じて、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいります。なお、現在の会員市数は、792市で、全国全ての市が会員となっております。

それでは、事業ごとにご説明いたしますので、6ページをお開きください。

「1」の相互救済事業でございます。はじめに、建物共済について説明しますので、表をご覧ください。

表頭（A）の当年度実績は、契約件数、32万件余、分担金受取額は、86億円余、前年度比3.4%の増で、これは主に建築費指数の上昇によるもの、2行下の共済金支払額は、59億円余、前年度比23.6%の増で、これは主に、平成30年度、令和元年度に発生した大規模自然災害などに対する災害共済金の支払が進んだことによるものです。

この結果、分担金に対する共済金の割合である損害率は、68.7%となり、前年度に比べ11.2ポイントの増加となりました。

最下段の支払備金ですが、支払備金とは、既発生 of 災害による損害であって、決算時点で未払いの共済金支払見込額として、翌年度以降に支払いが繰り越される流動負債を言いますが、当年度末では、211億円余、前年度比9億7千万円の増で、これは主に、令和7年度において新たに大規模なごみ処理施設の火災事故が発生したことによるものです。この支払備金211億円は、当年度の分担金受取額の約2.5倍にもなり、引き続き予断を許さない状況でございます。

次に、7ページの自動車損害共済の表をご覧ください。

(A)の当年度の契約台数は、20万台余、分担金額は、32億円余、2行下の共済金支払額は、25億円余となりました。この結果、損害率は、78.7%、前年度に比べ3.8ポイントの減、最下段の支払備金も減となりました。

これは、前年度のような高額な車両共済金の支払がなかったことで減ったもので、損害率自体は、近年の修理費の上昇に伴い支払単価が増加しており、採算ラインである70%を超えて高止まりしているため、引き続き予断を許さない状況にあります。

次に、表の下、地震災害見舞金では、令和6年度に発生した「豊後水道を震源とする地震」などにより被災した11団体に、8千万円余の見舞金を交付いたしました。

次に、「2」の普及啓発事業では、近年、ごみ処理施設において火災事故が多発していることから、1段落目、当該施設を訪問し、防災・減災研修会を開催したほか、2段落目、『リチウムイオン電池を原因とする火災事故防止の手引き』を作成し、取組みを強化しました。3段落目、自動車共済については、「公用車事故防止対策資料集」などを基に、安全運転講習会を開催しました。

次に、8ページ、「3」の融資事業でございますが、表の合計にあるとおり、令和7年度は、311団体に76億円余を低廉な利率で融資いたしました。

次に、「4」の防災専門図書館でございますが、記載のとおり、利用者の裾野を広げる様々な活動とともに、企画展の開催など専門図書館ならではの情報発信を積極的に行いました。

次に、9ページ、「5」の防災その他に関する事業でございますが、(1)は、8月に「防災フォーラム」を開催し、12月からは「都市防災推進セミナー」をオンラインで配信しました。(2)は、全国的観点から事業を実施する3団体に対し、合計で、7,200万円の協助金を交付したもので、後ほど報告第6号で説明いたします。

次に、10ページ、「6」の日本都市センター会館事業については、後ほど「決算」で説明いたしますが、3段落目に記載しているとおり、オフィス部門は満室となっており、また、ホテル部門は堅調なホテルマーケットを背景に収益拡大に努めたことから、経常収益は、前年度比10.3%の大幅な増となりました。その結果、経常費用を差し引いた当期一般正味財産増減額は、4億3千万円余のプラス（黒字）となりました。

最後の段落、「なお書き」ですが、令和5年度から7年度までの3か年

で実施していた省エネの取組であるZEB化工事は、計画どおり完了しました。今後も脱炭素社会の実現に向け、ZEB化を推進してまいります。

次に、11ページ、「7」の保険手続き事業でございますが、(1)の道路賠償責任保険は、表の上から、加入市数は608市、取扱手数料3,700万円余、(2)の自動車損害賠償責任保険は、取扱台数9,428台、手数料収入は1,400万円余となりました。

次のページ、「8」の総会及び理事会につきましては、12ページから13ページの表に記載のとおり開催し、議案は全て原案のとおり、可決されました。

次に、「9」の内部統制システムの運用状況でございますが、(1)の令和7年度の監事監査につきましては、「監査報告書」を45ページ以降に掲載しておりますので、後ほどご参照願います。次に、(2)のコンプライアンス委員会、(3)の内部監査等につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、14ページ「11の附属明細書」でございますが、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、所定の附属明細書は作成しておりません。

引き続き、議案第2号「令和7年度決算」についてご説明いたします。

議案書類は、15ページ以降でございますが、本日はその要点をまとめた「決算の大要」により説明いたしますので、41ページをお開きください。

はじめに、1の「貸借対照表」ですが、資産の部の上段、「流動資産合計」は、185億1千万円余、その下段、「固定資産合計」は、586億7千万円余となり、この結果、当年度の「資産合計」は、771億8千万円余で、前年度比23億6千万円余の増となりました。

一方、負債の部の上段、「流動負債」は、相互救済事業に係る準備金が主なものでございまして、上から、「支払備金」は、223億6千万円で、前年度比10億1千万円余の増、その下、「前受分担金」は、当年度計上した分担金収益のうち、翌年度に帰属する分担金相当額を負債に計上するもので、22億3千万円余、その下、「異常危険準備金」は、通常のリ

スクを超える災害の異常危険損害の発生に備え、関係規程に基づき負債に計上するもので、93億9千万円余となり、前年度比9億5千万円余の増、この結果、「流動負債合計」は、342億7千万円余となりました。

次に、「固定負債合計」と合わせた「負債合計」は、349億1千万円余で、前年度比21億3千万円余の増となりました。

この結果、最下段の正味財産になりますが、資産から負債を差し引いた「正味財産合計」は、422億6千万円余となり、前年度比2億3千万円余の増（の黒字）となりました。

次に、42ページ、2の「正味財産増減計算書」をご覧ください。この計算書は、企業会計の損益計算書にあたるもので、ここでは、(1)に法人全体の収益及び費用の前年度比較を、(2)に事業別の内訳を記載しております。

はじめに、(1)の法人全体ですが、上の段の「経常収益計」は、154億4千万円余で、前年度比7億2千万円余の増、これに対し、中段の「経常費用計」は、152億1千万円余で、前年度比5千万円余の増、この結果、最下段になりますが、経常収益から経常費用及び法人税等を差し引いた「当期一般正味財産増減額」は、2億3千万円余の増（の黒字）となりました。

次に、(2)の事業別になります。上段「経常収益計」から、中段「経常費用計」を差し引いた、その下の「当期経常増減額」でございますが、公益目的事業では2億2千万円余の減で、赤字、その右隣り、収益事業では4億5千万円余の増で、黒字、法人会計では、増減なしとなりました。

2行下、「他会計振替」は、公益法人認定法の定めによって、2億2千万円余を収益事業から公益目的事業に振替えることで、公益目的事業の一番下、「当期一般正味財産増減額」は、増減なしの収支相償としております。

次に、43ページをご覧ください。3の「事業別正味財産増減」の(1)公益目的事業でございます。はじめに、表の上段、主な収益ですが、事業収益のうち「建物分担金収益」は、83億7千万円余で、前年度比2億6千万円余の増、これは主に、建築費指数の上昇によるもの、「自動車分担金収益」は、32億円余となっております。この結果、「経常収益計」A

は、117億9千万円余で、前年度比3億9千万円余の増となっております。

次に、下段の事業費でございますが、「建物災害共済金」の内訳にある「共済金支払額」は、実際に委託団体にお支払いした実額を計上するものですが、59億2千万円余で、前年度比11億3千万円余の増、これは、過年度の災害に対する支払が進捗したことによるものです。

「自動車災害共済金」の内訳「支払額」は、25億6千万円余で、前年度比1億2千万円余の減、これは、前年度発生したような車両の高額支払がなかったことによるもの、「地震災害見舞金」の内訳「支払額」は、8千万円余で、前年度比15億2千万円余の減、これは、前年度に支払った「令和6年能登半島地震」のような多額の支払がなかったことによるものです。

次に、44ページ、(2)収益事業のうち、ア 会館事業ですが、表の上段、Aの「経常収益計」は、33億8千万円余、これに対し、下段Bの「経常費用計」は、29億5千万円余となりました。

この結果、表の最下段、「当期経常増減」は、4億3千万円余の増で、会館事業は3期連続の黒字となりました。

もう一つの収益事業の、イの保険手続事業ですが、経常収益計が5,200万円余、経常費用計が3,400万円余、当期経常増減は1,700万円余の増（黒字）となりました。

次に、(3)法人会計ですが、「業務方法書」第5条に基づき、共済基金分担金の一部を法人会計に充当したため、経常収益計と費用計が共に2億1千万円余となり、当期一般正味財産の増減はありません。

続きまして、63ページをお開きください。議案第3号（支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲）でございます。

本議案は、規程に定めるリスクの範囲について、有資格者として選任しております法人からの、保険業法に準じて作成された意見に基づき、130億円と定めるものでございます。なお、意見書は65ページ以降にございますので、後ほどご参照願います。

また、恐れ入りますが、一旦31ページの「財務諸表に対する注記」に

お戻りください。(5)の「異常危険準備金の計上基準」、その「なお書き」に記載のとおり、備えるべき支払準備資産の額は、このリスクの額130億円の6倍に相当する780億円となります。(議案第1号から第3号までの)説明は、以上でございます。」

議案第1号から第3号の説明の後、遠藤幸子監事から、事業報告及び決算については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく表示している旨、及び理事の職務の執行に関する不正の行為は認められない旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録は、いずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号から議案第3号は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第4号 総会において選任される理事候補者の決定について

オ 議案第5号 総会において選任される監事候補者の決定について

カ 議案第6号 地区協議会会長の選任について

キ 議案第7号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

議案第4号から議案第7号について、一括して次のとおり説明を行った。

「それでは、議案第4号についてご説明申し上げますので、77ページをお開きください。現在、就任いただいている理事の方々は、定款第24条第1項により、来る6月26日に開催を予定しております「定時総会」の終結の時をもって任期が満了するため、総会において、選任を行う理事候補者を決定したく、ここに記載の22名の方々を提案するものでございます。

81ページをお開きください。各候補者の選任理由でございます。1の、市長及び副市長は、地城市長会等からの推薦等により、また、2の、学識経験者の竹花満氏及び十時希代子氏は、記載の理由により、それぞれ選任するものです。

87ページをお開きください。議案第5号でございます。

現在、就任いただいている監事につきましても、理事と同様に、この度、任期が満了します。そのため、遠藤幸子氏及び西川敏氏を監事候補者として決定いたしたく、提案するものでございます。監事の選任理由と略歴につきましては、89ページ以降

に掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

95ページをお開きください。議案第6号でございます。

関東地区及び四国地区協議会会長の退任等に伴い、規程に基づき、後任として、ここに記載の2名の副市長を選任いたしたく、提案するものでございます。

97ページをお開きください。議案第7号でございます。

定款では、総会は理事会の決議に基づき、理事長が招集するものと定められております。ついては、第80回定時総会を「令和8年6月26日（金曜日）の午後3時」から、「日本都市センター会館」において記載の開催要領により開催いたしたく、提案するものでございます。（議案第4号から第7号までの）説明は、以上でございます。」

審議の結果、議案第4号から議案第7号は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

ア 報告第1号 理事の退任について

報告第1号について、次のとおり報告を行った。

「101ページをお開きください。令和8年1月28日の通常理事会以降、3月に2名の理事が、それぞれ退任されたので報告いたします。説明は、以上でございます。」

イ 報告第2号 地震災害見舞金制度の見直しについて

ウ 報告第3号 自動車損害共済の原因不明事故の免責金額の導入について

報告第2号及び報告第3号について、一括して次のとおり報告を行った。

「それでは、103ページをお開きください。本報告は、先の通常理事会でご報告した中長期経営計画に関する取組項目のうち、令和9年度の制度改正を予定している2件について、報告するものでございます。

はじめに、「地震災害見舞金制度の見直し」でございますが、105ページをお開きください。一つ目の黒ボツ、地震災害見舞金は、相互救済事業に影響を及ぼさないよう、資産運用益を財源とし、その範囲で賄う仕組みとして、正味財産の5%を交付限度額として創設されました。

資料の右側、「図表1」の改正案をご覧ください。資産運用利回りは、1980年

の制度創設当時は7.17%でしたが、その後の大幅な金利低下によって、運用益の範囲内に収まらなくなっています。そのため、運用益内で制度が維持できるよう、下の交付限度額の欄に記載のとおり、これまで、一般正味財産の5%を年度内の交付限度額としておりましたが、新制度では、その割合を1.5%に改めることとします。

その1.5%の理由ですが、これまでの「年」平均交付実績が一般正味財産の約1.3%であったところ、今後の金利の上昇傾向を加味し、1.5%とするものでございます。

次に、資料の左側、「見直し案」のポツ二つ目、「交付額算出の簡便化」をご覧ください。現行制度では、物件ごとの復旧費の15%を見舞金として交付しておりますが、新制度では、その下の枠内にありますとおり、委託団体ごとに、前年度の分担金額に、震度に応じた係数を乗じて得た額を交付することとし、交付額の算出を簡便化し、委託団体の事務負担を軽減します。

右側、図表2の「地震係数(案)」ですが、表の下、参考に記載しておりますとおり、この係数は、熊本地震規模の地震で交付限度額となるよう調整したものです。また、噴火及び噴火による津波の場合は、震度のような指標がないことから、見舞金交付の算出方法は従来どおりとなりますが、交付割合は地震係数と整合を図るため、物件ごとに算定した復旧費の15%を見直し、8%といたします。

左側、下の枠内に記載のとおり、この改正に伴い、地震に際して見舞金を請求する場合、これまで提出いただいていた復旧明細などの資料は不要となります。なお、交付時期は、従来と同じく災害発生の翌年度となります。

次に、106ページをご覧ください。今後のスケジュールですが、委託団体への説明を丁寧に行い、来年1月の理事会で規程改正を行い、4月から施行する予定でございます。

続きまして、109ページをお開きください。報告第3号「自動車損害共済の原因不明事故の免責金額の導入」についてです。

一つ目の黒ポツですが、はじめに、ここで言う「原因不明事故」とは、公用車に生じた損害について委託団体内部で適切に報告がなされなかった結果、原因不明として処理される事故をいいます。

二つ目の黒ポツですが、このような「原因不明事故」につきまして、車両管理の

適正化推進の観点や、車両管理に努めている共済委託団体と、そうでない委託団体との負担の公平性を確保する観点から、「原因不明事故」に対しては免責金額を設定することとします。

四つ目の黒ボツ「免責金額制度導入のポイント」ですが、(1)、原因不明事故における車両共済金額は、本会の規程によって計算した額から、損害保険会社における免責金額制度に倣い、5万円を差し引いた額とします。(2)、なお、適用に当たっては、職員による事故が委託団体内部で報告されないケースを想定しておりますので、不可抗力など不慮の事故には、免責金額を適用しない取扱いとします。

次に、110ページ、今後のスケジュールですが、来年4月から施行する予定でございます。(報告第2号及び第3号の)説明は、以上でございます。」

エ 報告第4号 代表理事の職務執行の状況について

報告第4号について、議長は、この報告は定款第21条第4項に基づき代表理事が自己の職務執行の状況について報告するものだが、重複を避けるため、常務理事が代表して報告する旨の説明を行った後、常務理事が次のとおり報告した。

「113ページをお開きください。本報告は、理事会等運営規程に基づき、令和8年1月1日から4月30日までの代表理事の職務執行状況についてご報告するものでございまして、いずれも法令及び定款に則り適切に職務を執行しております。

はじめに、115ページをお開きください。福田理事長の報告でございます。2の、職務執行した内容は、(1)の「自身が決裁又は執行した」職務及び、(2)の「内規の制定又は改廃に関する」職務は、記載のとおり、(3)の「理事会の承認を要しない利益相反行為」に、該当する職務はございません。

次に、117ページをお開きください。高橋理事長職務代理者の報告でございます。2の、職務執行した内容は、(1)及び(2)に記載のとおり、いずれも自身が決裁又は執行した職務はなく、理事長職務代理者として関与した事項は、理事長と同様でございます。118ページにまいりまして、(3)の利益相反行為に該当するものはございません。

最後に、119ページは、わたくし常務理事の報告でございます。2の、職務執行した内容は、(1)及び(2)に記載のとおり、職務権限に基づき、

自身が決裁又は執行し、内規の制定・改廃もしくは関与を行いました。120ページにまいりまして、(3)の利益相反行為に該当するものはございません。代表理事3名の職務執行状況の報告は、以上でございます。」

オ 報告第5号 理事長の利益相反取引に係る重要事項について

カ 報告第6号 令和7年度助成対象事業における各団体の実施状況について

報告第5号及び報告第6号について、一括して次のとおり報告を行った。

「121ページをお開きください。現在、福田理事長が市長を務められている川崎市と、本会との共済委託契約及び資金融資貸付については、利益相反取引に該当することから、理事会での承認を得て、取引を行っているところですが、規程で、その報告を理事会で行うこととされておりますので、令和7年度の取引について、ご報告するものでございます。

取引の内容、金額等については、2の、「取引の重要事項」に記載のとおりでございます。いずれの取引につきましても、本会の業務規程及び、融資規程に基づき、他の団体と同一の条件で契約を行っております。

123ページをお開きください。報告第6号でございます。

本会では、定款に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として、助成事業を実施しておりますが、実施団体それぞれが行った令和7年度事業について、助成規程に基づき、その実績をご報告するものでございます。

1の「助成対象事業及び協助金交付額」につきましては、(1)の、公益財団法人日本都市センターなど、3団体が実施した3事業に対しまして、総額7,200万円の協助金を交付いたしました。

なお、各団体の事業実施報告書については、125ページ以降に添付しておりますので後ほどご参照願います。説明は、以上でございます。」

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午前11時52分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和8年5月29日

代表理事 福 田 紀 彦 印

代表理事 三 富 吉 浩 印

監 事 遠 藤 幸 子 印

監 事 西 川 敏 印

